

大阪市規則第57号

初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

初任給調整手当支給規則（昭和40年大阪市規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。） 第9条の2の規定による <u>初任給調整手当</u> <u>（第1種初任給調整手当に限る。以下同じ。）</u> の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。） 第9条の2の規定による <u>初任給調整手当</u> の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。